



県章

# 山形県公報

平成25年8月30日(金)

第2474号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則……………(人 事 課) ……946
- 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……948
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……949
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 土地改良事業施行の認可……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……950
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……951
- 事業の認定……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……953
- 同……………( 同 ) ……同

### 議 会 関 係

#### 規 則

- 山形県議会事務局技能労務職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………954

### 病 院 事 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 家畜商講習会の開催……………(畜 産 課) ……955
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(建設企画課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(企 業 局) ……956

## 正 誤

規 則

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第76号****技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則**

技能労務職員に関する規則（昭和33年 4 月県規則第22号）第 1 条の 2 に規定する技能労務職員に対する給料月額（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年 3 月県規則第38号）附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、平成25年 9 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間に限り、給料月額から、給料月額に、当該技能労務職員の属する次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減ずる。

- (1) 2 級以下 100分の4.6
- (2) 3 级以上 100分の7.7

**附 則**

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第77号****山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則**

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年 3 月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同条第 3 号中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に、「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同条第 4 号中「の規定による動物取扱業者」を「(法第24条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による第 1 種動物取扱業者又は第 2 種動物取扱業者」に改め、同条第 5 号中「動物取扱業者」を「第 1 種動物取扱業者」に、「取消し」を「取消し等」に改め、同条中第 36 号を第 40 号とし、第 22 号から第 35 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同条第 21 号中「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同号を同条第 25 号とし、同条中第 20 号を第 24 号とし、同条第 19 号中「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同号を同条第 23 号とし、同条中第 18 号を第 22 号とし、第 17 号を第 21 号とし、同条第 16 号中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同号を同条第 20 号とし、同条中第 15 号を第 19 号とし、第 9 号から第 14 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同条第 8 号中「の規定」を「(法第24条の 4 において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (11) 法第24条の 2 の規定による第 2 種動物取扱業の届出の受理に関すること。
  - (12) 法第24条の 3 の規定による第 2 種動物取扱業に係る変更の届出の受理に関すること。
- 第 3 条第 7 号中「第23条」を「第23条（法第24条の 4 において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号の次に次の 2 号を加える。
- (7) 法第22条の 6 第 2 項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理に関すること。
  - (8) 法第22条の 6 第 3 項の規定による命令に関すること。

第 5 条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第1号

年 月 日

県証紙貼付欄

保健所長 殿

住 所  
氏 名  
(電話番号 )

引 取 願

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項（第3項）の規定による犬（猫）の引取りをお願いします。

申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 所有者の判明しない犬（猫） <input type="checkbox"/> 計画外の繁殖 <input type="checkbox"/> 飼い主の入院又は死去 <input type="checkbox"/> 管理困難な攻撃的性格 <input type="checkbox"/> 飼い主の転居 <input type="checkbox"/> 治療困難な疾病 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	犬	・生後91日以上犬 頭      ・生後91日未満犬 頭	
猫	・生後91日以上猫 匹      ・生後91日未満猫 匹		
犬（猫）の概要	呼 び 名	種 類	性 別
	毛 色	登 録 番 号	第 号 市・町・村
	そ の 他 参 考 事 項		
これまでの引取願 申 請 回 数	<input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 今回が ( ) 回目		
譲渡に関する努力			
意 向 確 認	今後、引取りを求めないように努めますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ（理由： )		

- (注) 1 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による引取りを求める者は、山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則第12条に定める額の県証紙を貼付すること。
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定による引取りを求める者は、「呼び名」の欄は記入しないこと。
- 3 「登録番号」の欄は、生後91日以上犬の動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による引取りを求める場合にのみ記入すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年9月1日から同年11月30日までの間における改正後の第3条第3号及び第11号の規定の適用については、同条第3号中「届出」とあるのは「届出（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定による届出を含む。）」と、同条第11号中「届出」とあるのは「届出（改正法附則第8条第1項の規定による届出を含む。）」とする。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第21項第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同項第3号中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同項第4号中「の規定による動物取扱業者」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。）」の規定による第1種動物取扱業者又は第2種動物取扱業者」に改め、同項第5号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業者」に、「取消し」を「取消し等」に改め、同項中第36号を第40号とし、第22号から第35号までを4号ずつ繰り下げ、同項第21号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第20号を第24号とし、同項第19号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第18号を第22号とし、第17号を第21号とし、同項第16号中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第15号を第19号とし、第9号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、同項第8号中「の規定」を「(法第24条の4において準用する場合を含む。）」の規定」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理に関すること。

(12) 法第24条の3の規定による第2種動物取扱業に係る変更の届出の受理に関すること。

別表保健所長の項委任事項の欄第21項第7号中「第23条」を「第23条（法第24条の4において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理に関すること。

(8) 法第22条の6第3項の規定による命令に関すること。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 平成25年9月1日から同年11月30日までの間における前項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の委任に関する規則別表保健所長の項委任事項の欄第21項第3号及び第11号の規定の適用については、同項第3号中「届出」とあるのは「届出（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第2項の規定による届出を含む。）」と、同項第11号中「届出」とあるのは「届出（改正法附則第8条第1項の規定による届出を含む。）」とする。

---

**告 示**

---

## 山形県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
平成25年8月21日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第778号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営福寿野地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営福寿野地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

舟形町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成25年9月4日から同年10月4日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、計画の変更のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第779号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良事業を行う者の名称

日向川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

## 2 認可年月日

平成25年8月14日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第780号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良事業を行う者の名称

大町溝土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

## 2 認可年月日

平成25年8月14日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第781号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良事業を行うものの名称

日向川土地改良区（農業基盤整備促進事業：下村地区）

## 2 認可年月日

平成25年8月20日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年8月30日から同年9月12日まで縦覧に供する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 尾花沢関山線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字本飯田字背中アブリ2491番1から 同 2491番6まで	旧	22.6メートル } 4.3	207.2メートル
同 上	新	22.6メートル } 10.9	同 上

## 山形県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年8月30日から同年9月12日まで縦覧に供する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 浜中余目線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町余目字山谷450番から 同 204番1まで	旧	19.8メートル } 13.0	136メートル
同 上	新	19.8メートル } 13.0	同 上
同 上		23.0メートル } 9.8	166メートル

## 山形県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年8月30日から同年9月12日まで縦覧に供する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 路 線 名 浜中余目線

- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町余目字山谷450番から  
同 204番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月30日

#### 山形県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、海岸管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町比子地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月9日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（海岸保全計画作成）

#### 山形県告示第786号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
山形市
- 2 事業の種類  
山形市出羽コミュニティセンター駐車場拡幅整備事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 山形市大字千手堂字井森塚  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市出羽コミュニティセンター駐車場拡幅整備事業（以下「本件事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設であり、かつ、地域住民の安全を確保する防災拠点でもあるコミュニティセンターの機能強化のため、駐車場の拡幅整備を図るものであり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 従来の地区公民館は、使用機会の公平性による画一的な運営等により、地区の独自性や特性を生かした様々な取り組みにおいては対応が制限される場合があった。コミュニティセンターは、これまでの制限等を排除し、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援し、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めることを目的とし、山形市コミュニティセンター条例の規定に基づき平成23年度に地区公民館から移行したものである。

また、コミュニティセンターは、自然災害時には住民の避難所になるとともに、地区内の応急対策等について迅速で的確な総合調整を行う防災支部となるといった防災拠点としての機能も有している。

出羽コミュニティセンターは、平成5年3月に出羽公民館として改築され、24台分の駐車を整備していたが、当該施設は周辺集落から離れた場所に位置していることから、利用者の多くが車で来場するため、改築直後より駐車場台数の不足が生じていた。このため、平成9年には現施設の西側に隣接している敷地を賃借し約20台分の臨時駐車場を増設した。しかしながら、地区のイベントや事業を行う際、路上駐車や駐車待

ちの滞留等で利用者に不便をかけている現状から、現施設の駐車スペースが不足している状況は明らかであり、地域住民による自主的な地域づくり活動の実施に支障をきたしている状況である。

また、コミュニティセンターは、自然災害時には防災支部や市避難所等としての機能も有していることから、駐車スペースが不足していることで、発電機の設置や煮炊きするスペースが確保できないこと、防災支部の適切な運営に支障をきたすことが懸念される。

以上のことから、地域活動の拠点施設としての機能の強化及び防災拠点としての機能の拡充が喫緊の問題となっている。

本件事業は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設としての機能を強化するため、また、防災拠点としての機能を拡充し市民の安全・安心を守るために出羽コミュニティセンターの隣接地を新たに取得して駐車場の拡幅整備を図るものである。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 事業に必要な面積が確保できること。

(ロ) 出羽コミュニティセンター敷地に隣接し、地元の利用者に混乱をきたさないこと。

(ハ) 高齢者の利用が増加することが想定されるため、利用者の利便性や安全性を確保できること。

(ニ) 住民が駐車場として利用しやすい場所であること。

(ホ) 敷地の造成が容易であること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、現在の敷地を拡張して造成するため、利用者に混乱を来たさず、かつ、利用しやすいこと、現在、賃借している部分はすでに造成されており、拡張する敷地も同程度の高さであるため、敷地の造成が容易であること等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 出羽コミュニティセンターは、平成5年3月の現施設の改築直後より駐車場台数の不足が生じており、平成9年に隣接敷地を賃借し臨時駐車場を増設したものの、地区のイベントや事業を行う際、路上駐車や駐車待ちの滞留等で利用者に不便をかけている現状から、現施設の駐車スペースが不足している状況は明らかであり、地域住民による自主的な地域づくり活動の実施に支障をきたしていることから、地域活動の拠点施設としての機能を十分に発揮できない状況である。

一方、出羽コミュニティセンターは、自然災害時においては防災支部や市避難所等としての機能も有していることから、駐車スペースが不足していることで、発電機の設置や煮炊きするスペースが確保できないこと、防災支部の適切な運営に支障をきたすことが懸念される。

以上のことから、本件事業は、地域住民の利便性を向上させることで、地域住民の自主的な地域活動の拠点施設としての機能の強化を図り、また防災拠点として機能の拡充を図ることにより市民の安全を確保することができる等、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所



山形市財政部管財課

**山形県告示第787号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年5月15日 指令村総建第144号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市弁天一丁目307番1、307番3、309番1、309番3、309番4、311番1、1694番1、1694番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市北町本丁5番5号  
山川 茂

**山形県告示第788号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年8月1日 指令村総建第190号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第1工区  
西村山郡西川町大字海味字二本松1270番の一部、1271番の一部、1272番の一部、1276番の一部、1288番、1289番1、1289番2、1290番1、1290番2の一部、1291番、1292番、1293番、1299番、1300番、1301番、1302番2、1304番、1305番、1306番、1307番、1317番、1318番、1319番、1320番、1321番、1322番、1323番、1324番、1325番1、1325番2、1326番4の一部、1347番の一部、1349番、1350番、1351番、1352番、1353番、1355番2、1357番の一部、1358番、1359番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西村山郡西川町大字海味510  
西川町長 小川一博

**議 会 関 係**

**規 則**

山形県議会事務局技能労務職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

山形県議会議長 鈴 木 正 法

**山形県議会規則第2号**

**山形県議会事務局技能労務職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

山形県議会事務局技能労務職員の給与等の支給に関する規則（昭和36年6月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を準用する」を「に規定する職員の例による」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第15号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

山形県企業管理者 小松喜巳男

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例）」を付し、附則第2項の次に次の1項を加える。

（管理職手当の臨時特例）

- 3 管理職手当の額は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間に係るものに限り、第2条の3及び前項の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

#### 附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

山形県病院事業管理者 新澤陽英

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例に関する読替え）」を付し、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（管理職手当の臨時特例）

- 6 管理職手当の額は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）に係るものに限り、第8条及び前項の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（特定看護職員の給料の臨時特例）

- 12 特定看護職員（臨時的に任用された者を除く。以下同じ。）に対する給料月額（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、給料月額から、給料月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 13 特定看護職員が県給与条例第25条第1項から第5項までに規定する事由に該当して休職にされたときに支給される給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、当該給料の額から、当該特定看護職員に適用される次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）県給与条例第25条第1項に規定する事由に該当して休職にされた県職員の例による場合 前項に定める額

（2）県給与条例第25条第2項又は第3項に規定する事由に該当して休職にされた県職員の例による場合 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

- (3) 県給与条例第25条第4項又は第5項に規定する事由に該当して休職にされた県職員の例による場合 前項に定める額に当該特定看護職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額
- 14 平成25年4月1日において55歳に達している特定看護職員に対する前2項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、附則第12項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から県給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項各号中「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前項」とする。
- 15 前3項の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

## 公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年10月30日（水） 午前8時30分から午後5時まで  
平成25年10月31日（木） 午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 天童市大字北目字滝本574  
山形県家畜商業協同組合 会議室

### 2 講義内容

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間  
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間  
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

### 3 受講手続

受講申込書を平成25年10月9日（水）までに住所を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産課）に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料（4,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

### 4 その他

詳細については、農林水産部畜産課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る開発運用業務 一式

### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685

### 3 落札者を決定した日 平成25年7月19日

### 4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号

### 5 落札金額 449,925,000円

### 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

### 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年5月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年 8月30日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入 札 に 付 す る 物 件	予 定 価 格
新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁 5 階501 号会議室	平成25年10月 9 日（水） 午前10時30分	新庄市大字松本字四ツ屋407番 3 雑種地 1,002.97㎡	9,030,000円
長井市高野町二丁目 3 番 1 号 置賜総合支庁西庁舎 1 階102会議室	平成25年10月10日（木） 午前10時30分	長井市舟場15番21 土地 宅地 905.57㎡ 建物 共同住宅 784.06㎡ プロパン庫 7.41㎡	39,300,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

企業局総務企画課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入 札 に 付 す る 物 件	場 所	日 時
新庄市大字松本字四ツ屋407番 3 雑種地 1,002.97㎡	新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁 5 階501号会議室	平成25年 9月17日（火） 午後 1 時30分

長井市舟場15番21 土地 宅地 905.57㎡ 建物 共同住宅 784.06㎡ プロパン庫 7.41㎡	長井市高野町二丁目3番1号 置賜総合支庁西庁舎1階102会議室	平成25年9月19日（木） 午後1時30分
---	------------------------------------	--------------------------

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、企業局総務企画課（電話023(630)2768）に問い合わせること。

### 正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成25. 7. 9	第2459号	796	下から16	字前山2102の5	字前山乙2102の5

平成25年 8 月30日印刷  
平成25年 8 月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056